

議案第 16 号

小城市社会教育委員の委嘱について

別紙のとおり社会教育委員として委嘱したいので、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項及び小城市社会教育委員条例（平成 17 年小城市条例第 81 号）第 2 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市社会教育委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、後任の委員を委嘱する必要がある、教育委員会に付議するものである。

これが、本議案を提出する理由である。

(別紙)

小城市社会教育委員名簿

番号	氏 名	役職及び所属団体等	任 期
1	小柳 容子	学識経験者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
2	山口 俊幸	学識経験者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
3	高岸 巖	学識経験者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
4	相浦 充子	学識経験者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
5	長崎 兼治	学識経験者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
6	山口 昌子	学識経験者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
7	南里 ひろ子	学識経験者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
8	松永 奈緒子	学識経験者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日

〈参考〉

社会教育法

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

小城市社会教育委員条例

(定数及び構成)

第2条 委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。